

信用組合における地域密着型金融の 取組み事例

平成21年2月20日

社団法人 全国信用組合中央協会

《事例1》地域住民への支援 ～ 耐震偽装マンション問題への対応 （大東京信用組合）

1. 官・民、地域住民との連携による再生支援

(1) 取組み動機

耐震強度偽装事件で強度不足が発覚したAマンションは、「耐震強度が基準の50%に満たない」とされ、大田区から自主退去勧告がなされた後、使用禁止命令が出され、入居していた住民は退去を余儀なくされた。

耐震偽装が明らかになったマンションの建て替えの総事業費は760百万円が必要だったが、担保の不足などから大手金融機関が融資に応じてくれなかったため難航していた。

(2) 取組み経緯

地域の住民が困っているときに手を差し伸べることが地域金融機関の使命であると考え、外部機関と連携しマンション建替資金の融資を決定した。大田区が建替え等支援コンサルタント会社として登録したNPO法人「密集住宅地区整備促進協議会」と連携し、国土交通省所官の社団法人「全国市街地再開発協会」の保証制度を活用することとした。

(3) 取組み内容

上記保証制度の取扱指定金融機関としての認定を受けられたことで、建替資金としてマンション建替組合に対し、総額500百万円の融資を実行（100百万円無担保）。平成18年12月に解体工事が始まり、平成20年6月工事が終了。

(4) 取組み効果

国土交通省、東京都、大田区NPO法人密集住宅地区整備促進協議会、(社)全国市街地再開発協会、建設会社、近隣住民、金融機関など地域一体となり、驚異的なスピードで建て替えることができ、これまでの入居者全員が新しいマンションに再入居できた。

《事例2》事業再生支援 ～ 商工会議所・保証協会支援センターとの連携（大東京信用組合）

◆商工会議所・信用保証協会支援センターとの連携による取組み

（1）取組み動機

企業価値が保ち得るうちの早期再生と再生後の持続可能性ある事業再構築を目的とし、中小企業再生支援協議会および信用保証協会再生支援センターとの連携による再生支援

（2）取組み経緯

当該先は業歴200年を超える地元商店街の食品総合スーパー。バブル期に不動産投資などで抱えた多額の債務を整理する為、メインであるメガバンクと中小企業再生支援協議会の主導により作成された再建計画に基づき、平成17年3月より再建を目指し平調にスタートしたが、平成19年6月大手スーパーの競合店の進出があり、売上高が大幅に減少し資金繰りが急速に悪化。

このためメイン行へ返済額の減額を依頼したが了解が得られず。その結果、商工会議所、信用保証協会再生支援センターを通じ当組合へ支援要請に至る。

（3）取組み内容

メイン行たるメガバンクおよびサブメインたる地銀の借入金ならびに役員からの借入金および未払税金等を含め、当組合の事業再生向け商品と保証協会商品を利用し580百万円にて一本化。超長期の商品としたことで、返済額は従来より月額5,700千円、年間68,400千円の負担軽減が図られ資金繰りは安定。

（4）取組み効果

返済に余裕が生じたことで、資金繰りに神経を使わず営業に専心できている。と同時に、店舗改装、什器等の更新資金の引当が計画的に行えるようになった。生活・事業の拠点である所有ビルを手放さずに済み、商店会役員としての活動にも力が入れるようになった。

《事例3》経営改善支援 ～ 外部専門家チームとの連携 （大東京信用組合）

1. 外部専門家チームとの連携による経営改善支援への取組み

（1）取組み動機

当社は、74年の業歴を有する耐酸機器、工業用ゴム製品の販売を業とし、熟練社員による高い技術力を有し、有力メーカーとの取引を維持してきたが、ここ数年業績は停滞。社員の高齢化問題への対応、次期後継者問題、幹部社員の育成、財務管理面の強化といった経営課題を内包しており沈滞ムードにあった。この為自社を見直すきっかけになればと考え、外部専門家チームによる経営実態の調査を当組合より提言。

（2）取組み内容

社団法人中小企業診断協会と連携し、外部専門家（中小企業診断士）4名からなるチームを編成し、本社事務所・提携工場・金融機関などで実地調査を行い代表者及び役員そして社員に対し経営、営業、財務各部門の角度からヒアリングのほかSWOT分析など企業診断調査を実施し、企業診断報告書を作成。当社の強みと弱みを把握したうえで、当社の課題について目線を一致させるため当社側（代表者及び役員）と中小企業診断士4名と当組合との三者合同による講評会を開催した。

（3）取組み効果

外部専門家チームと連携した企業診断調査結果に基づき三者合同講評会を開催したことにより、後継者を見据えた幹部候補者の育成と役員間のコミュニケーション等改善しなければならない項目について再認識し目線を合わせることができ「経営目標が明確になった」「会社の進むべき方向が明らかになり、役員間のコミュニケーションが改善され、社員の意識が向上した。」などの声が寄せられた。そして代表者の長男が後継者として取締役営業部長で入社するなど活況を呈してきている。

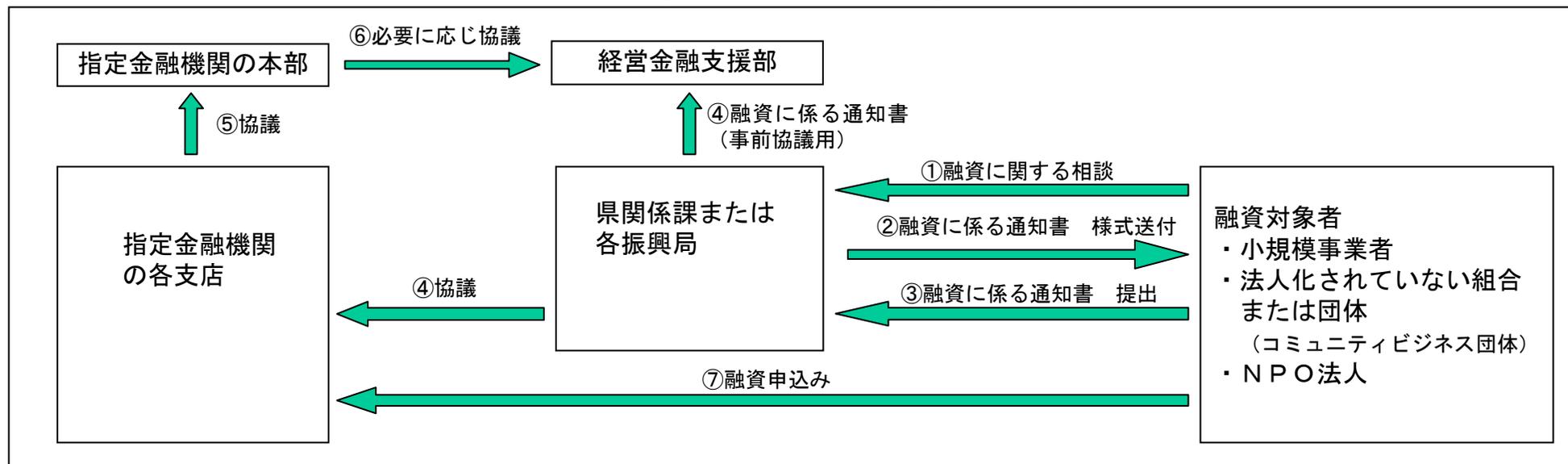
《事例4》 温泉の町おこし事業～独自の支援資金を活用 (大分県信用組合)

観光客が最盛期の3分の1にまで低迷した湯平温泉の苦境を脱すべく、平成17年に地元観光業者や農業者など団体の枠を超えて“地域の活性化”という課題に取り組もうと住民の手によって、NPO法人「湯平温泉場活力創造会議」を発足、大分県信用組合は発足当初からアドバイザーとして金融機関では唯一参画。2年余りにわたって共同温泉の補修、街並み・景観の整備、交通アクセスの改善などについて地域住民とともに討議を重ね、発生した資金需要に対応するため、独自の県制度融資「やさしさライフビジネス支援資金（YLB）」を活用して、共同浴場の設計費用、パンフレット作製費用として500万円、新たな特産品「ゆのひらんアイス」の設備資金150万円の融資を行っている。

「YLB」は、地域の課題解決をビジネスの手法で取り組むコミュニティビジネスやNPO法人などの社会性の高い事業（①高齢者などの介護サービス事業、②リサイクル、有機農産物生産など環境にまつわる事業、③地域活性化事業など）を支援する制度融資。

融資金額は、運転資金、設備資金ともに500万円まで（1事業者最高1,000万円まで）。融資期間は、運転資金5年以内、設備資金7年以内で、ともに1年の据置きが可能となっている。

◎やさしさライフビジネス支援資金の融資に係る事前協議手続きの流れ



《事例5》農業事業者向け無担保ローンの創設（豊橋商工信用組合）

◆商品開発の経緯

当組合は、全国屈指の農業地域を営業エリアとしているが、①愛知県信用保証協会の農業事業者向け融資保証の終了に伴う代替融資の要請が高まったこと、②信用組合が農業信用基金協会の取扱い対象外であったこと（平成20年4月より取扱可能）、③原油高による燃料・資材高騰が農業経営を直撃したが、価格決定権がない生産者は費用上昇分を作物の価格に転嫁できない苦しい状況が続いたこと、④小規模零細の農業事業者は簡易な帳簿による決算が多く、資金繰りも決算間際でないと把握できない経営実態にあるため、申込みが簡便で回答が早い貸出商品を必要としていたこと等々から、当組合の情報収集力を活かすことで担保や保証に過度に依存しない独自の貸出商品を提供できないか検討した結果、19年6月、農業事業者向け無担保ローン「ゆとり1000」を開発した。

◆「ゆとり1000」の商品内容

- ・対象者は農業法人または個人営農者。融資限度は運転資金300万円以内、設備資金1,000万円以内。
- ・期間は運転資金5年以内、設備資金7年以内。
- ・返済方法は分割払いで農家の入金状況にあわせ、毎月払い、半年支払い、年1回払いの中で選択制。担保は原則不要。
- ・申込資格は、①後継者がいる、②世評が普通以上、③滞納税金がない、④申込時の年齢が原則70歳未満の4項目で、シンプルなスコアリングと早い審査を特徴としている。
- ・融資利率は、第三者保証がある方は3.6%と優遇、家族保証の方は通常の4.1%。

◆営業店の取組み

- ・農家は日中作業のため不在が多いことから、この対策として午後7時30分までの夜間訪問活動（面談率68%）と土曜訪問（面談率65%）を実施。

◆取扱実績（農業従事者の多い田原地区5店舗）

平成19年6月～20年3月	50件	124百万円（うち、新規は27先）
平成20年4月～20年9月	26件	62百万円（うち、新規は18先）

《事例6》多重債務者への対応～借換え融資「おとりまとめローン」①（いわき信用組合）

地域の個人利用者のニーズに対応した付加価値のある金融サービスを提供するとの方針から、多重債務者問題解決のために専用の融資商品「おとりまとめローン」の取扱いをはじめとした取組みを展開。「協同組合組織金融機関だからできること」を念頭に、効率性のみを追求するのではなく、顧客とのコミュニケーションを重視した相談対応の充実を目指している。

信用組合は、顧客と同じ地域のコミュニティの中に存在している。地域のローカル情報を活用し、さらに、お互い「顔の見えるもの同士」としての密接なコミュニケーションを図ることで、定量的なリスク分析では計れない独自の対応が可能となると考え、多重債務者問題に積極的に取り組んでいる。

◆借換え融資

- ・借換え融資を希望する申込者には対面及び電話による相談業務を重視した受付姿勢に徹し、過度に提携保証会社の保証に依存しない審査体制を構築。過払金の返還が見込まれる申込者や借換え融資によって家計の収支に改善が見込めないと判断される申込者には債務整理も含めた清算手法を紹介し、申込者にとって最善の方法を提示。そのために地域の司法書士事務所複数とも連携を図っている。
- ・「おとりまとめローン」に加えて、提携保証を利用した債務の一本化に対応した複数のフリーローンを取扱っている。

◆相談対応

- ・営業店から独立したローンセンター（専門スタッフ5名で対応）の営業時間を午前11時から午後7時までとし、さらに顧客の利便性にも考慮して、全店舗で午後5時まで窓口営業を延長。
- ・とりまとめ対象借入金の借入れ時期及びその原因の確認なども含めた債務のあらましや家計収支の概算などをヒアリングし、立て直しに必要な解決策を時には配偶者・家族・関係者も交えて相談、その上で「融資ができる条件」を相談、過払金の返還請求やその他の債務整理方法なども説明し、要望に応じて連携する司法書士を紹介する（20年度は1月末現在106件紹介）。

《事例6》多重債務者への対応～借換え融資「おとりまとめローン」②（いわき信用組合）

◎過去5年間の実績

（単位：件、千円）

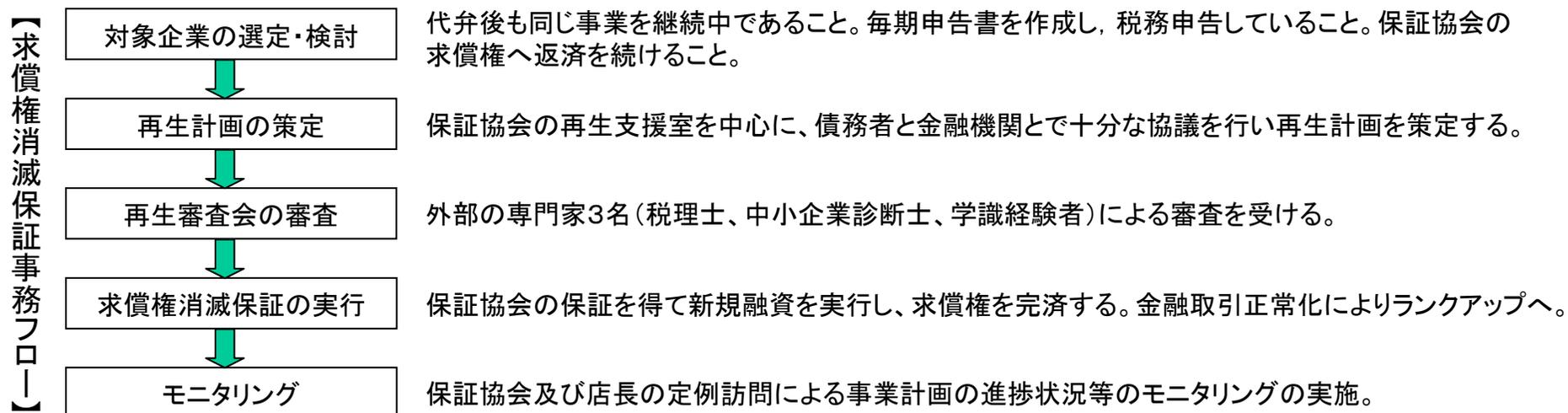
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
証書貸付型全商品の融資実行金額 （申込件数）	1,473,318 （2,316件）	1,851,920 （2,440件）	2,141,440 （3,733件）	1,876,160 （3,240件）	1,925,900 （2,677件）
債務とりまとめ融資実行件数 （とりまとめ希望件数）	563件 （1,065件）	708件 （1,389件）	974件 （1,509件）	599件 （1,426件）	708件 （1,477件）
債務とりまとめ融資実行金額	795,592	972,258	1,016,305	864,540	864,060

《事例7》 求償権消滅保証を活用した事業再生への取組み（東群馬信用組合）

◆取組みの経緯

従来、保証協会から代位弁済を受けた企業は金融機関から敗者のレッテルを張られ、新規の資本調達ができず、再生できない大きな要因になっていた。

代位弁済を受けた企業の債務者区分は破綻懸念先以下であり、個別の引当金を積んで融資をするため新規の貸出は難しいことから、平成18年度から信用補完制度改革の一環として求償権を消滅させる「求償権消滅保証（ランクアップ保証）」を活用した金融取引の正常化、取引先の再生、支援に取り組んでいる。



◆取組み実績

群馬県信用保証協会の再生支援室の協力を得て、破綻懸念先A社（自動車部品加工、19年1月実行、正常先へ）、B社（産業機械部品製造、同年4月実行、正常先へ）、C社（立体駐車場部品製造、同年4月実行、要注意先へ）がそれぞれランクアップ。